

○寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会要綱

(設置)

第1条 寒川町子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後子ども総合プラン推進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項について協議を行うため、寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 児童クラブ及びふれあい塾の連携に向けた体制の構築
- (2) 事業の点検及び評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募の町民
- (2) さむかわふれあい塾関係者
- (3) 児童クラブ関係者
- (4) 自治会関係者
- (5) 学校関係者
- (6) 町立小学校PTA関係者
- (7) 児童福祉関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 青少年団体関係者
- (10) 健康子ども部子ども青少年課職員
- (11) 教育委員会学校教育課職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康子ども部子ども青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日から平成29年3月31日までの間で委嘱される委員の任期は、改正後の寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会要綱第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成29年3月31日までとする